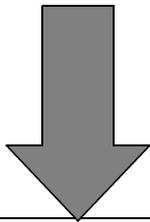


## 業務管理体制の整備について

### 1 業務管理体制の整備（趣旨等）

平成20年 介護保険法改正

事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護及び介護事業運営の適正化を図る



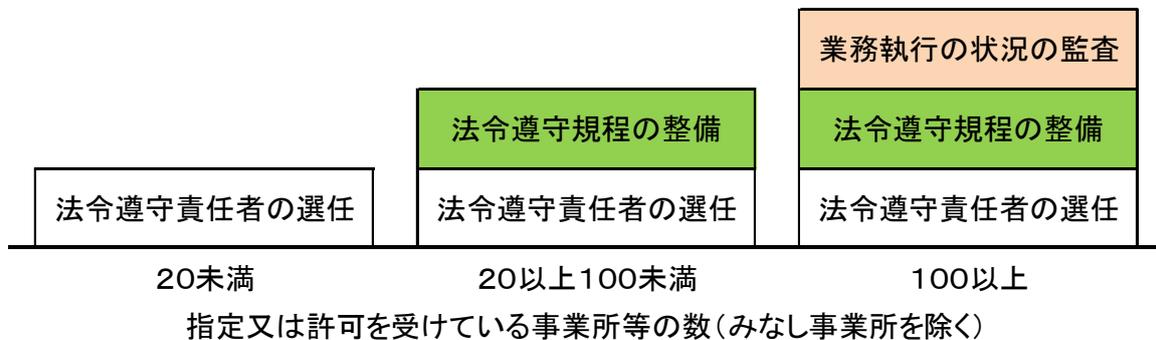
【介護保険法第81条第5項】

指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

業務管理体制の整備・届出が義務付け【介護保険法第115条の32】

### 2 業務管理体制整備の内容

整備すべき体制は、各事業者が運営する事業所等の数により異なります。

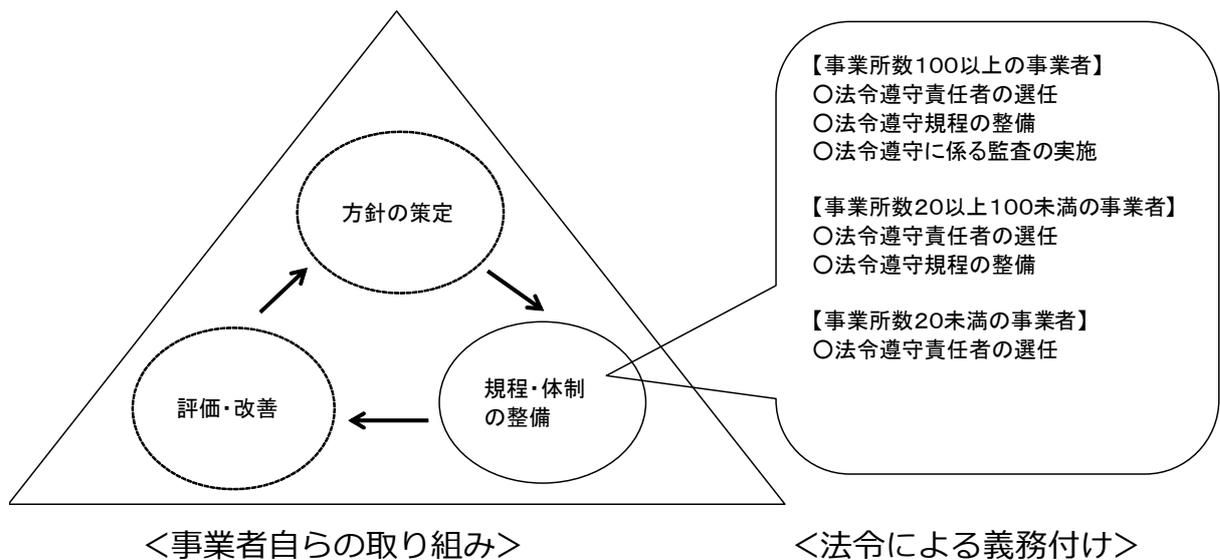


### 3 事業者の責務

業務管理体制の整備は、法令遵守責任者が中心となって、事業者自らが法令等遵守の体制作りに取り組むものです。

【法令等遵守<sup>※1</sup>態勢<sup>※2</sup>の概念図】

厚生労働省資料「介護サービス事業者の業務管理体制の監督について」より抜粋



※1. 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的（社会的要請）や社会通念に沿った適応を考慮したもの。  
 ※2. 「態勢」とは、組織の様式（体制）だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取り組みを指している。

## (参考：業務管理体制の確認検査)

業務管理体制の確認のため、以下の検査を行うこととなっています。

### (1) 一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的を実施するもの。

#### ①目的

一連のプロセス（事業者における法令等遵守に係る方針の策定→内部規定・組織体制の整備→評価・改善活動）が適切に行われ、有効に機能しているかを確認する。（自己点検による改善の契機。県が事業者に代わり、指定等取消事案などの不正行為の未然防止を図るものではない。）

#### ②報告して頂く内容

- 法令等遵守の方針
- 法令遵守責任者の役割、業務内容、職員等への周知
- 法令遵守規程の整備・周知
- 法令等遵守の取組状況
- 法令等遵守の評価・改善活動の状況

### (2) 特別検査

指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施するもの。

#### ①目的

- 業務管理体制の整備状況の検証
- 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無の検証（連座制の適用判断）  
→組織的関与が認められた場合、役員等（※事業所の管理者が含まれる）は指定・更新の欠格事由該当となる。（同一類型サービスにおいて指定・更新を受ける法人の役員の中に、過去5年以内に指定取消しを受けた法人において当該役員等であった者が含まれる場合は、指定・更新が受けられない。）